

プレスリリース [2026年3月27日]

(計1枚)

町田市物価高騰対策事業者給付金の申請受付を開始します

物価高騰による影響を受ける市内中小企業者等の負担を軽減するため、市と町田商工会議所が連携し「町田市物価高騰対策事業者給付金事業」を実施します。2026年4月1日から給付金申請受付を開始し、申請期間は3か月間です。

■事業概要

物価高騰の影響を受ける市内中小企業者の事業継続及び経営安定のために、直近1年間に支払った水道光熱費（電気料金、ガス料金、水道料金）及び燃料費（ガソリン、軽油、灯油、重油等）に要した経費に応じて最大20万円の給付金を支給します。

■申請期間

2026年4月1日（水）から2026年6月30日（火）まで

■申請・相談・問い合わせ先

町田商工会議所 町田市物価高騰対策事業者給付金事務局
（住所）町田市原町田6-4-1 町田東急ツインズ ウェスト7階 JTB内
（電話）042-728-8715
（受付時間）【電話】平日：午前9時30分から午後5時
【窓口】平日：午前10時30分から午後5時

■給付金詳細について

町田市物価高騰対策事業者給付金ホームページ

<https://machidacci.jp>

■本件に関するお問い合わせ先

経済観光部産業政策課長 村上

TEL 042-724-3296

